

史跡須玖岡本遺跡整備基本構想

令和5年11月

春日市協働推進部文化財課

目 次

第1章 整備基本構想策定の目的	1
1. 史跡の保存活用の経緯	1
2. 整備基本構想の目的と位置づけ	1
第2章 史跡の特徴	5
1. 史跡須玖岡本遺跡の本質的価値	5
2. 史跡須玖岡本遺跡の特徴	6
第3章 史跡の現状と課題	8
1. 現状	8
2. 課題	8
(1) 地域の実情に即した史跡の有効活用	8
(2) 遺跡の全体像を伝える整備	8
第4章 整備の基本理念	9
1. 保存活用計画の概要	9
2. 整備の基本理念	10
第5章 整備の目的と方針	11
1. 整備の目的	11
(1) 史跡を次世代に継承する気運の醸成	11
(2) 良好な住環境の創出	11
2. 整備の方針	11
3. 基盤整備	12
(1) 基盤整備の目的	12
(2) 基盤整備の方針	12
(3) 基盤整備の具体的手法	12
4. 整備基本計画との整合性について	13
第6章 基盤整備イメージ	14
1. 基盤整備位置図	14
2. 基盤整備イメージ	15
第7章 事業スケジュール	16
1. 須玖岡本遺跡整備事業の展開	16
2. 事業スケジュール	17

第1章 整備基本構想策定の目的

1. 史跡の保存活用の経緯

史跡須玖岡本遺跡は、奴国の王都の中核をなす貴重な遺跡である。昭和61年に「岡本遺跡」として史跡指定を受けて以降、春日市は公有地化を進め、平成5年には奴国の丘歴史公園として環境整備を行った。平成12年には史跡名称を「須玖岡本遺跡」とし、須玖岡本遺跡の保存する範囲を定め、転居や住宅建替え等の機会を捉えて随時追加指定を進めた。平成29年度には「史跡須玖岡本遺跡保存活用計画」(以下、保存活用計画とする)が策定され、史跡の保存管理の基本的な考え方や取り扱いの方法、活用や整備の基本方針について取りまとめた。

これ以降今日まで、春日市では、この保存活用計画に基づき、史跡と市民との共住・共生をテーマに、史跡の保存管理・活用整備に向けて、さらなる公有地化や発掘調査等を進めてきた。

そのような中で、史跡地の公有地化が住宅地内に点在しながら進んでしまったため整備できず、いわゆる「空き地」状態を招くことになって、除草などの日常的な維持管理に追われている状況にある。

加えて、点在する史跡地相互の関連性が不明確なため、地域住民や来訪者にとって史跡須玖岡本遺跡の全体像や史跡の持つ魅力や価値がわかりづらい状況となっており、史跡地の有効活用と史跡の魅力や価値をわかりやすく伝えられる整備が求められている。

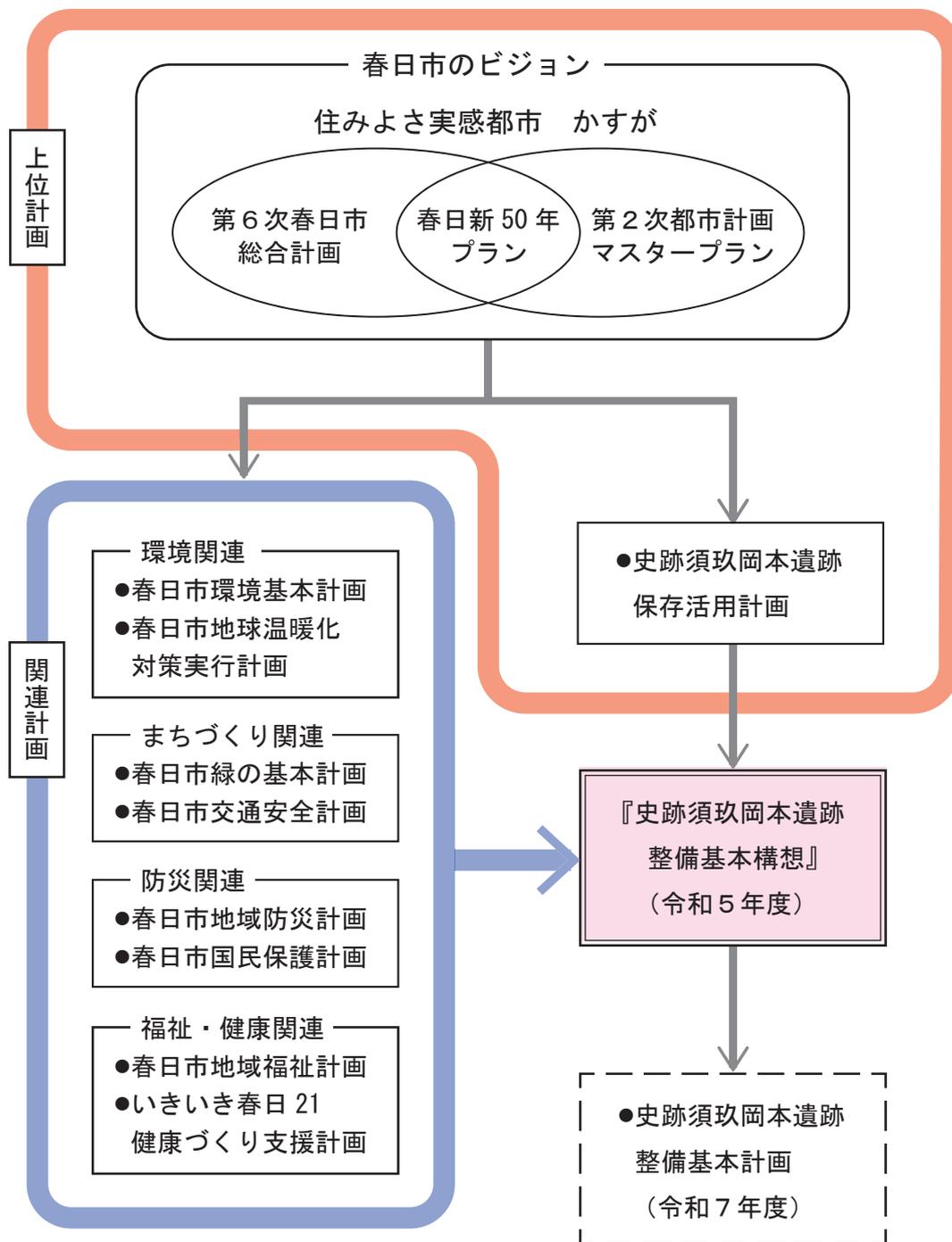
2. 整備基本構想の目的と位置づけ

こうした現状の中で、本市では保存活用計画に基づき、令和6・7年度に同史跡の「整備基本計画」を策定し、それに基づく基本・実施設計、本整備と進めることとしている。

さらに、令和4年の市制50周年を機に立ち上げられた「春日新50年プラン」では、史跡を活かしたまちづくりのため、須玖岡本遺跡を含む奴国の丘歴史公園周辺の整備活用など自然と歴史が一体となった環境づくりを進めることとしており、令和8年度を目途に史跡地の一部を順次供用開始できるよう準備を進める方針が関係所管で共有された。

このため「整備基本計画」に基づく「本整備」に先がけ、「基盤整備」をもって供用開始を目指すものとし、「基盤整備」と「本整備」の整合性を図るために、基本的な考え方や方針等を「史跡須玖岡本遺跡整備基本構想」(以下、当構想とする)において定め、来年度以降に策定する「整備基本計画」の方針の一つとする。

春日市の策定する上位計画及び関連計画の中における当構想の位置づけについては、
 下図のとおりである。



当構想の位置付け

上位計画に示される文化財の保存活用に対する市の基本姿勢に沿って、環境やまちづくりなどの関連計画とともに、市民の暮らしをより豊かにすることを目的とする。

各上位計画の理念や位置づけ、また、各上位計画の中での文化財の保存活用に関する記述については以下のとおりである。

◎第6次春日市総合計画

「住みよさ実感都市 かすが ～つながる はぐくむ 支え合う～」

当計画は、まちづくりのあらゆる分野を網羅し、将来に向けて目指すまちの姿と進むべき基本的な方向性を示すものである。

かけがえのない財産である文化財を次世代へと継承するため、企画展示・体験学習・各種イベントなどの機会を通して市民の文化財に対する意識や関心を高め、市民との連携・協働による文化財の保存・活用を図ることとしている。さらに、文化財への市民の理解を深めることで、歴史に彩られたふるさと「春日」への愛着や誇りの醸成を図ることとしている。

◎春日新50年プラン

当計画は、市制50周年の節目を迎えた春日市において、これまで作り上げてきた都市基盤にさらに磨きをかけ、これからの50年を見すえた魅力ある「春日の未来図」を実現するため、より一層の都市づくりを推進するためのものである。

日本史上最初の国「奴国」の中心地とされる「須玖岡本遺跡」を含む奴国の丘歴史公園周辺の整備活用など自然と歴史が一体となった環境づくりを進めることとしている。

◎第2次都市計画マスタープラン

「～福岡で最も「住みよい」都市づくり～」

人と地域をつなぐ機能的でこころやすらぐまち かすが」

当計画は、快適な都市環境の整備を行うことを目的として、土地利用や都市施設に関するビジョンを示した計画である。

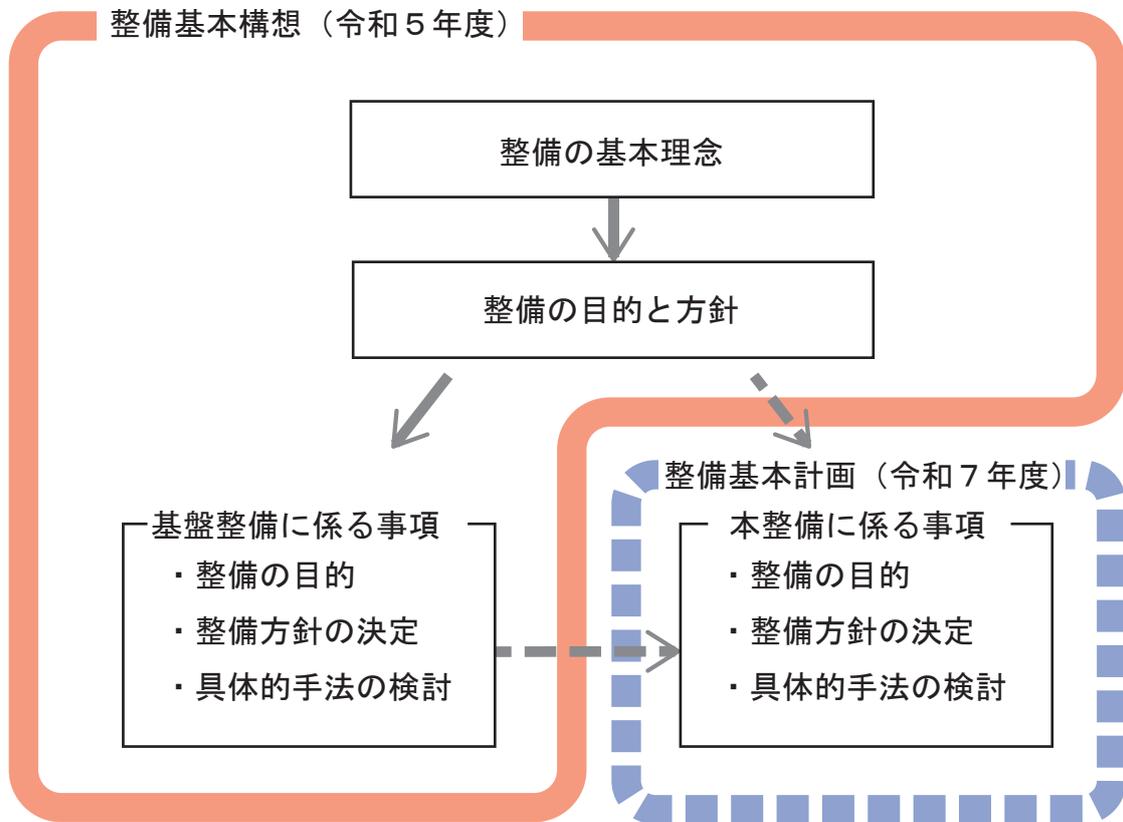
「弥生の里」の歴史性を活かし、奴国の丘歴史公園の活用を促進するとともに、今後も周辺に点在する歴史的資源の復元等、自然と歴史が一体となった豊かな環境を市民とともに形成することとしている。

◎史跡須玖岡本遺跡保存活用計画

「奴国の扉を開き、弥生時代最先端の文化を体感できる史跡とする」

当計画は、史跡須玖岡本遺跡について、広く市民やこの地に関わりの深い人々の理解を深め、史跡の本質的価値の確実な保存・継承を図るための指針や、活用・整備の方向性を取りまとめたものである。この指針に基づき史跡の適切な保存管理を行いつつ、活用整備を図り、遺跡を活かした地域コミュニティの振興につなげていくこととしている。

つづいて、当構想と後の令和7年度策定予定の整備基本計画との住み分けについて以下に示す。



当構想と整備基本計画との住み分け

令和7年度の整備基本計画策定にあたっては、当構想の基本理念や方針に基づき、本整備に向けた整備方針や具体的手法について検討する。

第2章 史跡の特徴

1. 史跡須玖岡本遺跡の本質的価値

弥生時代の社会を知る上での最重要地域として全国的に注目される福岡平野一帯＝「奴国」において、特に大規模な集落遺跡や有力者の墳墓が集中し、「奴国の王都」と称される一大遺跡群が須玖遺跡群である。その中でも須玖岡本遺跡は、王墓を中心とする高度な階層性を示す墳墓群や大規模な青銅器工房跡の様相が明らかになりつつあり、奴国王都の中核たる遺跡と評価されている。

また、今後の調査研究が進展することによって、国の中心に置くべき居館や集落外を見渡す望楼、王都と他の主要集落とを結ぶ道路などの重要遺構が発見される可能性を秘めた遺跡でもある。近年の調査研究では須玖岡本遺跡をはじめとする須玖遺跡群で出土していた石製品が、重さを量るためのおもり「権」であることが判明し注目された。権の重さは朝鮮半島南部と共通する基準で、青銅器を作る際に原料である銅・錫などの調合に使用されたと考えられる。以上のように朝鮮半島との強い結びつきを示す資料の発見など、新たな知見が加わることにより学術的な認識を更新しているが、須玖岡本遺跡の本質的価値は、以下に示す考古学的価値及び歴史的な価値の2点に集約される。



『奴国の王都の中核となる遺構群』

- 奴国の王や王族の墳墓群(王墓・王族墓)はもとより、生産技術を示す青銅器工房群、一般成員の集団墓地や集落遺構が存在するなど「王都」を構成する諸要素の多くを網羅する。当時の日本の「最先端の初期都市」の姿を実感させる遺跡である。

『新たな弥生時代像をもたらす学史的な遺跡』

- 須玖岡本遺跡は、日本考古学の黎明期において弥生時代の時代設定の確立に強い影響を与えた遺跡であり、弥生時代の社会を知る上で欠かせない我が国屈指の代表的遺跡である。また、これまで一般的な弥生時代像であった「農耕中心の社会」ではなく「産業(社会的分業)・交易を中心とした社会」へと認識を変えた遺跡である。現在も続く発掘調査の度に新知見が加わり、殊に青銅器生産に関しては、令和2年度に実施した発掘調査(須玖岡本遺跡岡本地区 23次調査)の成果などから従来の想定よりもかなり広範囲に及んでいたことが明らかになった。

2. 史跡須玖岡本遺跡の特徴

須玖岡本遺跡は春日丘陵の先端部を中心に約 74,000 m²の範囲に広がる大規模な遺跡で、確認された遺構や出土した遺物から岡本地区(王墓とこれを取り巻く王族墓を主体とする地区)、岡本山地区(一般成員の集団墓地が主となる地区)、坂本地区(青銅器工房跡が集中する地区)、盤石地区(掘立柱建物跡・竪穴住居跡などの集落遺構が主となる地区)の大きく4つの地区に区分される。これまでに約 7,000 m²で発掘調査を実施し、約 2,000 m²が国指定史跡となっている。

平成 29 年度に策定した保存活用計画においては、これまでの調査研究の成果から遺跡内の主要区域として、王墓エリア、王族墓エリア、一般成員墓エリア、青銅器工房エリアの4つのエリアを設定し、各エリアの特性を活かした保存・活用を推進する方針が定められた。

『王墓エリア』

- 明治 32 年に巨石下の甕棺墓から 30 面前後の前漢鏡をはじめとする豪華な副葬品が多数発見され、その後の須玖岡本遺跡調査研究の嚆矢となった。現在、この厚葬墓を奴国王墓とすることは定説とされ、奴国王墓として築かれた単独の墳丘墓の存在が想定される範囲である。

『王族墓エリア』

- 奴国王墓と前後する時期に奴国王に次ぐ高い身分の集団が、数世代にわたって築いた墓地の範囲である。この範囲で発見される甕棺墓は墓坑が大きく、青銅器やガラス勾玉などの副葬品を持つことが多い。岡本地区 7 次調査により墳丘墓の存在を確認した。

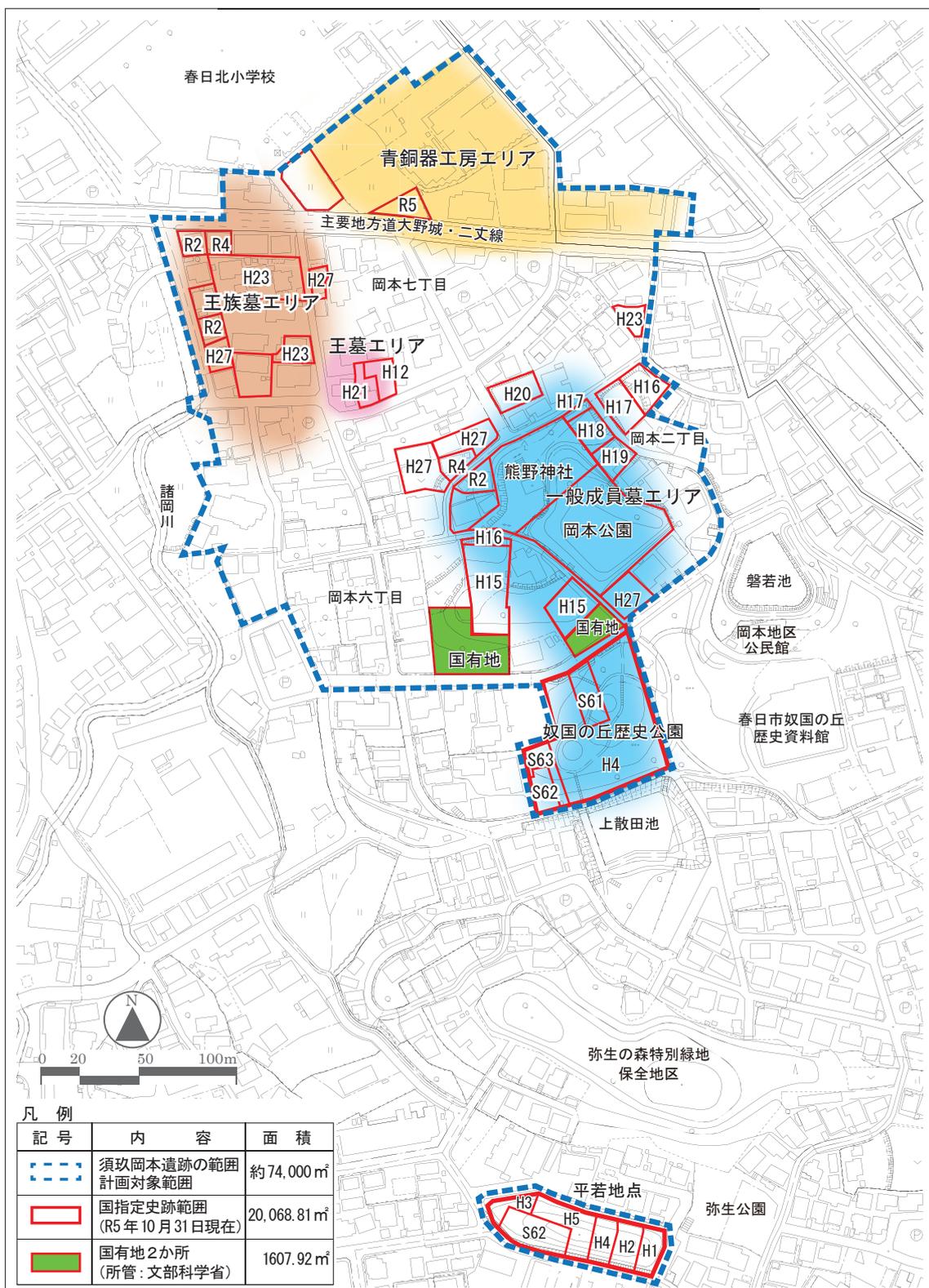
『一般成員墓エリア』

- 奴国を支える一般的な階層の人々の墓地の範囲である。奴国の丘歴史公園から北側の岡本公園及び熊野神社境内まで広がることを確認している。須玖岡本遺跡では唯一、本格的な史跡整備が行われている区域である。

『青銅器工房エリア』

- 整然と工房関連施設が建ち並ぶ奴国最大の青銅器生産拠点であったとする範囲である。発掘調査の成果から少なくとも 3,000 m²と想定される。青銅器を主体にガラス製品も生産しており、王直属の官営工房的な施設として須玖遺跡群に点在する生産施設の中心的な役割を担ったものと考えられる。全国的にも比類のない規模・内容を備えた工房群であり、奴国の先進性と政治力を示す重要な区域である。

これら4つのエリアの内、特に王墓エリア・王族墓エリア・青銅器工房エリアについては、保存活用の重点3エリアとして、優先的かつ計画的に史跡の追加指定と公有地化を進める。令和5年10月時点での史跡指定範囲は下図のとおり。なお、図中の数字は公有地化した年度を示している。



各エリアと史跡指定範囲図

第3章 史跡の現状と課題

1. 現状

史跡須玖岡本遺跡は、住宅地内にあって、王墓、王族墓、青銅器工房跡などの重要エリアが点在するという特徴を持つ。春日市は、転居や住宅建替え等の機会を捉えて随時追加指定、公有地化を進めてきた。公有地化した史跡地については、ロープ柵等で周囲を囲い、史跡地への立ち入りを制限し、発掘調査の成果等を記した簡易の解説板を設置しているが、史跡地の維持管理が行き届いていない部分では、「空き地」が増えているような負の印象を地元住民に与え、地域住民から、公有地化した史跡地に対する除草等の日常的な維持管理の要望や、地域コミュニティ活性化のため公有地を活用したいといった要望などが寄せられている。

史跡巡りなどの活用面では、奴国の丘歴史資料館において史跡の全体的なガイダンスを行っているが、住宅地内に史跡地が点在していることから個々の史跡地を訪れても断片的な情報しか得られず、史跡の全体像が把握しづらいのが現状である。さらに、保存活用の重点3エリアにおいては未指定地が多く、将来的な遺跡の継承が担保できていないといった面もある。

2. 課題

上述した現状の問題点を解決するための課題について以下の2点にまとめられる。

(1) 地域の実情に即した史跡の有効活用

公有地化した史跡地については、適切な維持管理を行うとともに、その土地を有効活用することで、いかに地域に寄与する整備とすることを検討する必要がある。

(2) 遺跡の全体像を伝える整備

地域住民や来訪者が史跡須玖岡本遺跡の全体像や魅力・価値についていかに理解しやすい遺跡整備とするか、特に、重点3エリアについては公有地化を進める中で、いかに各エリアの特徴を捉えつつ一体的に整備をするかを検討する必要がある。



公有地化した史跡地の現況(王族墓エリア)



公有地化した史跡地の現況(青銅器工房エリア)

第4章 整備の基本理念

1. 保存活用計画の概要

平成29年度に策定した保存活用計画では、史跡の保存活用のテーマ、及び保存管理・整備活用の考え方として以下の内容でまとめている。

(テーマ)

『奴国の扉を開き、弥生時代最先端の文化を体感できる史跡とする』

(史跡の望ましい将来像)

- 史跡と市民との共住・共生を進め、史跡の中で良好な住環境を創出するとともに、かけがえのない史跡の価値を次代へ継承することにある。
- さらなる調査・研究を行い成果の周知・公開を随時行うことで、須玖岡本遺跡の一層の価値を引き出し、シビックプライドの醸成を図る。
- 奴国周辺の国々の遺跡や、奴国を構成する他の遺跡を擁する自治体等との連携を図り、奴国の全体像を理解しやすくする。

『無数精鋭主義』

- 史跡の保存・活用・整備にあたっては、行政や学識者とともに、積極的に市民の参画を促し、一人ひとりの市民が主体的に関わっていかうとする意識の醸成を目指す。また、奴国に関わる遺跡を擁する他自治体との連携を深め、奴国研究を多面的に進める。

『成長する史跡の整備』

- 今後の発掘調査や研究により、明らかになった事実を逐次整備に反映できるような整備・運営体制を整え、整備内容の更新が容易で可逆性が高く遺跡環境や自然環境にも優しくかつ持続可能な整備とする。

『知的な遊び場構想』

- 市民が発掘調査や須玖岡本遺跡の歴史探訪等に積極的に参画しながら、史跡空間を知的な遊び場として体感できるものとする。また、史跡の利活用に際しては、多様性や柔軟性に富んだフレキシブルなものとしながらも、遺構への影響が最小限となることに留意する。

『オンリー1を体感』

- 須玖岡本遺跡の本質的価値等、真実性の保持に注力し、ここならではの体験が可能な整備とする。また、来訪者が体感しながら史跡について学べるようVRやAR等の最新技術を活用した整備を目指す。

第5章 整備の目的と方針

1. 整備の目的

史跡整備は、その史跡が持つ本来の価値を確実に保存し、伝えるために行うものであるとともに、その様々な価値に地域住民や市民、国民が触れ、現代の生活に活かすことを目的とする。

このことを踏まえ、住宅都市としての特性を持つ本市において、史跡須玖岡本遺跡の保存活用に資する整備の目的を以下2点にまとめる。

(1) 史跡を次世代に継承する気運の醸成

史跡と地区住民の共住・共生を前提とする整備を推進することにより、史跡須玖岡本遺跡の価値や史跡保存に対する理解が深まり、地域が持つアイデンティティのひとつとして地域住民や市民が史跡を捉え、地域全体で史跡の価値を次世代へ継承していく気運が醸成されることを目的とする。

(2) 良好な住環境の創出

本市は、住宅都市としての特性を持っており、市民が住みよさを実感できるまちづくりを行っている。このような観点から、史跡須玖岡本遺跡の整備が、家族で楽しめる憩いの場として、また、市民の散策コースとしてなど健やかな心を育み、健康寿命の延伸に寄与し、このまちに暮らす人々の日々の暮らしに安らぎや潤いを与えることができるよう、緑地化や交流活動の拠点、いきがいくりにつながる整備を図ることを目的とする。

2. 整備の方針

当構想における基盤整備ならびに本整備を含めた整備全体に係る方針を以下に示す。

『史跡とひとの共住・共生を図り、奴国の王都を体感できる史跡整備』

3. 基盤整備

(1) 基盤整備の目的

住宅地内に小規模な史跡地が点在する史跡須玖岡本遺跡では、一体的な整備の着手が容易ではなく、管理の行き届かない公有地化した史跡地について、地元住民からは除草等、日常的な維持管理の徹底や有効活用を求める要望が寄せられていた。こうした地元の要請への早期対処を図り、須玖岡本遺跡の更なる保存活用を推進するために、当構想に基づき「本整備」に先駆けて、「基盤整備」を行う。効果的な活用が見込まれる公有地の整備を行い、地域住民・市民に将来的な「あるべき史跡須玖岡本遺跡の姿」を予見させる整備状況を提示することで、後の整備基本計画につなげる。

(2) 基盤整備の方針

(1)をふまえ、基盤整備の方針を以下に示す。

『公有地化した史跡地の適切な管理と活用で地域の活気を創出する』

(3) 基盤整備の具体的手法

① 一体性・回遊性に留意した整備

史跡須玖岡本遺跡の全体像が来訪者に伝わりやすく、かつ、快適に安全に遺跡内を巡ることができるよう、一体性・回遊性に留意した整備とする。

遺跡範囲の道路舗装のカラー化、動線を示すためのサインや道標等を整備する。さらに、眺望を意識した本来の地形の復元や、隣接する岡本公園との一体的な整備を行う。また、既存の奴国の丘歴史公園、弥生の森特別緑地保全地区、弥生公園、平若地区も含めた範囲の一体性を考慮した整備を検討する。

② 拡張性に留意した整備

重点整備エリアとしている3エリアについては、引き続き、史跡地の追加指定や指定後の公有地化を進めていく。

このため、今回、王族墓エリア内で基盤整備を行う箇所については、今後の公有地が拡張されていくことを念頭に入れながら、王族墓の価値を示す本格的な復元につながる整備とする。

③市民参画促進に留意した整備

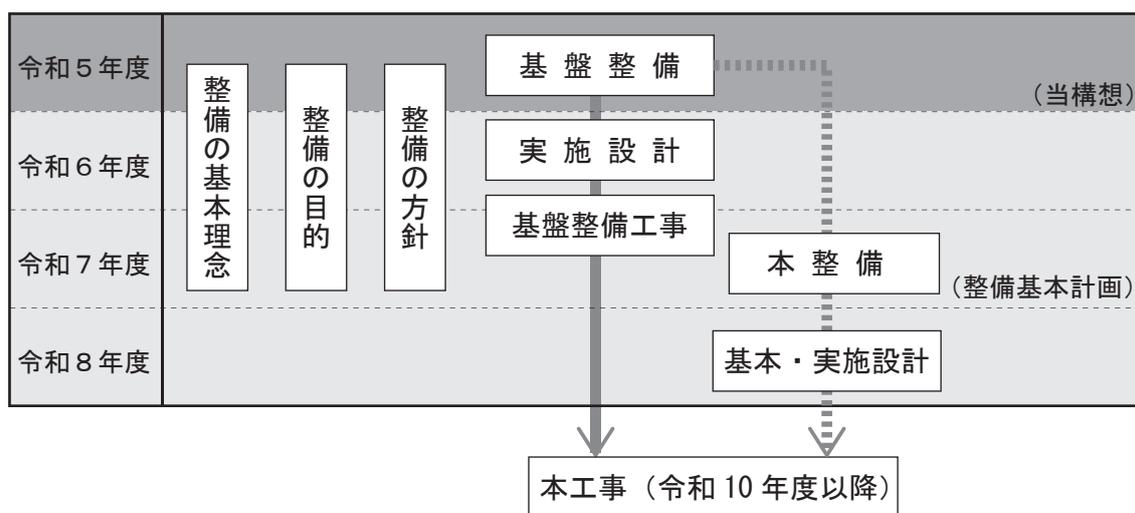
人口減少社会の到来を見据えた持続可能な史跡の保存活用に資するとともに、本市が標ぼうする「市民と行政との協働のまちづくり」を具現化するため、史跡の保存活用、管理のあらゆる場面で積極的な市民参画を促進する整備(仕組みづくり)を行う。

史跡地でのボランティアガイドだけでなく、市職員と市民らが協働して展示会などを行う(仮称)「市民学芸員」や(仮称)「市民研究員」の育成を図る。

4. 整備基本計画との整合性について

当構想において掲げている整備に関する基本理念や目的と方針については、その整合性を踏まえながら、のちに策定する整備基本計画策定に向けて立ち上げる有識者や市民等からなる検討組織や関係所管との合意形成を経て改めて定めるものとする。

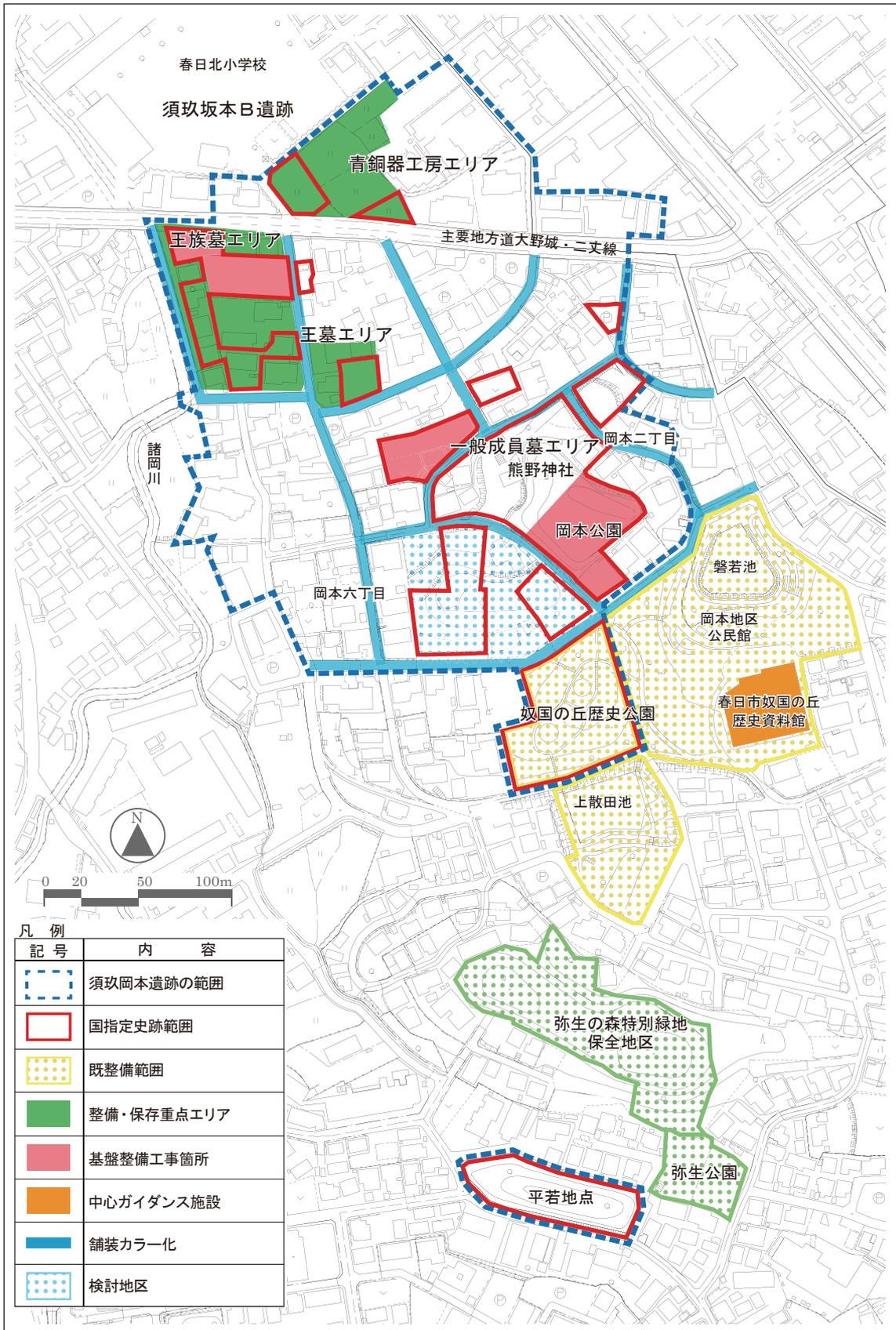
当構想策定後の整備フローについては以下のとおり進めるものとする。なお、詳細な事業スケジュールについては、第7章に記す。



整備フロー

第6章 基盤整備イメージ

1. 基盤整備位置図



基盤整備位置図

2. 基盤整備イメージ



第7章 事業スケジュール

1. 須玖岡本遺跡整備事業の展開

平成29年度に策定した保存活用計画に基づき、史跡の保存活用を目的に、今日まで史跡の追加指定及び公有地化を進め、当該史跡の保存管理を行っている。今後とも王墓エリア、王族墓エリア、青銅器工房エリアの重点エリアについては、建替えや転居の機会を捉え史跡の追加指定及び公有地化を引き続き図っていく。また、一般成員墓エリアほか、既整備範囲、緑地保全地区、史跡隣接地などについては、将来的にエリアの一体性が確保されるよう、史跡の追加指定及び公有地化を検討する。

史跡須玖岡本遺跡の整備については、本遺跡の特性や範囲、公有地化の進捗状況をふまえ、長期間にわたる整備事業計画が必要であり、当構想にて整備の基本理念や方針を定め、これに従い、後の整備基本計画、基本・実施設計、着工と事業を進めていく。

整備事業の実施にあたっては、事前の十分な調査により史跡の内容を明らかにし、遺跡の保存に配慮したうえでの事業実施が重要である。また、事業庁内各部署や関係機関と緊密な調整を図り、各省庁の補助メニューを合理的に活用し整備を進める。ここでは、特に当構想策定後の事業の展開について、以下4つのSTEPに区分し、STEP毎に内容について述べる。

(STEP1) 基盤整備事業

整備基本計画の策定に先駆けて(あるいは同時並行で)、本整備の前段階となる「基盤整備」を行う。特に、現有する公有地のなかでも効果的な活用が見込まれる3地点において、史跡の適切な保存活用を前提に、地域活性化や地域コミュニティの向上を目的とした交流活動の場としての整備を行い、順次供用を開始する。その後、3地点の基盤整備の効果を検証しつつ、他の公有地についてもこれに準じて、整備活用を検討していく。

(STEP2) 須玖岡本遺跡整備基本計画策定

史跡須玖岡本遺跡を適切に次世代に継承するための保存活用に資する「本整備」を行うため、専門家や地域住民の意見を踏まえながら、本計画を策定する。なお、この計画期間は10年間を想定する。

(STEP3) 整備基本計画に基づく本整備事業

重点3エリアの公有地化した史跡地は、速やかに調査・設計・整備を図る。

その上で、整備基本計画に基づき周辺の誘導サイン、視点場、道路などを整備するほか、史跡須玖岡本遺跡の遺構展示施設を有する奴国の丘歴史公園の再整備を図る。さらに、中心ガイダンス施設である奴国の丘歴史資料館においては、日常的に多くの来訪者が楽しめるようカフェの併設なども検討する。

(STEP 4) 長期整備事業

今後の史跡地の追加指定・公有地の拡張状況、調査研究や公開活用の成果を踏まえ、史跡の保存活用の観点から前計画等の見直しを行い、当構想に基づき、整備基本計画の後継計画を策定する。

2. 事業スケジュール

今後の史跡須玖岡本遺跡の整備にあたっては、下表に示す事業スケジュールを目標に進めることとする。

		2023 令和5年度	2024 令和6年度	2025 令和7年度	2026 令和8年度	2027 令和9年度	2028~ 令和10年度以降	
STEP 1	基盤整備① 王族墓エリア 岡本7-45 (永井医院跡)	現状変更申請(調査) 測量・工事実施設計	確認調査	現状変更申請(工事)	工事			
	基盤整備② 一般成員墓エリア 岡本7-77他 (熊野神社北側)	現状変更申請(調査) 測量・工事実施設計	確認調査	現状変更申請(工事)	工事			
	基盤整備③-1 一般成員墓エリア 岡本2-97 (岡本公園南側)	現状変更申請(調査) 測量・工事実施設計	確認調査	現状変更申請(工事)	工事			
	基盤整備③-2 一般成員墓エリア 岡本2-96 (岡本公園再整備)	現状変更申請(調査) 測量・工事実施設計	確認調査	現状変更申請(工事)	工事			
	基盤整備⑤ 道路改良 (ストリートプリント) 須玖岡本遺跡地区			測量・工事実施設計	工事			
STEP 2	整備基本計画策定 (10ヶ年 令和8~17年)		整備基本計画策定					
STEP 3	奴国の丘歴史公園 再整備				基本設計	実施設計	令和10年より遺構覆屋等の 歴史公園再整備工事に着手	
	王族墓エリア						令和10年より発掘調査のち 基本・実施設計、整備工事	
	青銅器工房エリア						令和11年より発掘調査のち 基本・実施設計、整備工事	
	一般成員墓エリア 及び周辺整備						令和12年より発掘調査のち 基本・実施設計、整備工事	
	王墓エリア						令和14年より発掘調査のち 基本・実施設計、整備工事	
STEP 4	重点3エリア 及びその他のエリア	史跡指定・公有地化						令和10年以降も継続
	整備基本計画等の 見直し						令和16年より 整備基本計画(第二次)着手	